韓国知的財産ニュース 2024年1月前期

(No. 501)

発行年月日: 2024 年 1 月 19 日 発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

https://www.jetro.go.jp/korea-ip

★★★目次**★★★**

このニュースは、1月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- ▶ 1-1 【代案】産業財産情報の管理及び活用の促進に関する法律案 (議案番号: 2126217)
- ▶ 1-2 【代案】発明振興法の一部改正法律案(議案番号:2126229)
- ▶ 1-3 【代案】産業デザイン振興法の一部改正法律案(議案番号:2126230)
- ▶ 1-4 【公布】中小企業技術保護支援に関する法律の一部改正案 (法律第 19993 号)

関係機関の動き

- ▶ 2-1 第59回発明の日を控えて「発明有功者褒賞」、「今年の発明王」の候補者の公募開始
- ▶ 2-2 半導体専門人材39名、特許審査官としてセカンドキャリアを歩む
- ▶ 2-3 韓国特許庁、今年上半期に先端技術の優先審査制度の対象を二次電池 まで拡大
- ▶ 2-4 韓国特許庁、知財権保護・活用に向けて「2024 知的財産権のわかりやすい利用」を公表
- ▶ 2-5 韓国特許庁、顧客ニーズに合わせたオンライン営業秘密教育プログラムを 運営
- ▶ 2-6 職務発明制度の改善に向けた「発明振興法」の改正案が国会で成立
- ▶ 2-7 韓国特許庁、228 億ウォン規模の IP 直接投資ファンドを組成
- ▶ 2-8 韓国特許庁、国民のアイデアを活用して環境にやさしい製品を生産する 中小企業を募集

模倣品関連および知的財産権紛争

▶ 3-1 韓国特許庁、「小規模事業者向け IP 力量強化事業」予算を前年比 25% 増やし支援を拡大 ▶ 3-2 2023 年特許庁による産業財産権の紛争調停件数が 159 件と前年比 2 倍増え

デザイン (意匠)、商標動向※今号はありません。

その他一般

▶ 5-1 半導体・二次電池などの特許が増え 2023 年の産業財産権の出願件数が 前年比増加

法律、制度関連

1-1 【代案】産業財産情報の管理及び活用の促進に関する法律案(議案番号: 2126217) 議案立法システム (2024.1.8.)

議案番号: 2126217 提案日: 2024年1月

提案者:産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議者	発議日	審査経過
産業財産情報の管理及び活用の促進に関する法律案	2113079	カン・フンシク議員	2021. 11. 2	-第397回国会(臨時会)第5次 産業通商資源中小ベンチャー企 業委員会(2022.5.19.)に上程 後、提案説明、検討報告、大体
	2121184	ハン・ムギ ョン議員	2023. 4. 6	査及び議決(代案反映廃棄) -第408回国会(臨時会)第1次 産業通商資源中小ベンチャー企 業委員会(2023.7.12.)に上程 後、提案説明、検討報告、大体 討論を経て小委員会に回付 -第410回国会(常会)第2次産

		業通商資源特許小委員会
		(2023.11.29.)に上程、逐条審
		査及び議決(代案反映廃棄)

- イ. 第410回国会(常会)第2次産業通商資源特許小委員会(2023.11.29.)で上記2件の法 律案を審査した結果、各法律案を本会議に付議することなく、各法律案の内容を統 合・調整して当委員会の代案として提案することにした。
- ロ. 第410回国会(常会)第13次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会(2023.11.30.) で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、上記2件の法律案は各本会議に 付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案する ことを議決する。

2. 代案の提案理由

世界で特許出願件数は毎年約3百万件に達し、それに関わって生成されたか収集されたデータは5億3,000万件(2022年時点の累計、特許庁発表)に達している。これを分析・加工して処理した産業財産情報は技術に関する具体的な内容のみならず、その技術を開発した人材や企業等が進出する国や市場現況等、産業・技術動向の分析に必要な様々な付加情報を含めている。

したがって、産業財産情報を活用して世界の技術動向と韓国の技術競争力を客観的に把握することで、有望技術を発掘・保護することができ、企業は技術開発及び経営戦略を立てることができるため、産業財産情報の活用の価値は非常に高いと言える。

また、最近世界的に技術覇権の争いが激化する中で韓国企業の技術流出・侵害の問題が相次いでいる現状を鑑みて、技術流出防止及び技術保護の上でも産業財産情報を活用するための立法的な措置が求められている。

しかし、現行法では、産業財産情報と関連して「発明振興法」等に制限的に一部が規定されているのみならず、国家安全保障又は技術流出防止及び保護のために産業財産情報を活用できる法的根拠が不十分である。

したがって、産業財産情報に特化した法律として「産業財産情報の管理及び活用の促進に関する法律」の改正により、産業財産情報を体系的に管理し、産業財産情報を分析・提供することで科学 (R&D)・産業・経済・安全保障分野での国政運営を支援するのみならず、中小・ベンチャー企業等をはじめとする韓国企業の技術開発及び技術保護を支援することで産業財産情報の活用を促して産業競争力を強化し国民経済の発展に貢献する目的である。

3. 代案の主要内容

イ. この法律は産業財産情報の管理及び活用を促進する上で必要な事項を定めることで

産業競争力を強化し国民経済の発展に貢献することを目的とする(案第1条)。

- ロ. 「発明振興法」第2条第4号に基づく産業財産権の発生・変更及び消滅過程で収集されたか生成された知的財産を産業財産として位置付け、産業財産の創出・保護及び活用 段階において特許庁長が収集・生成したか、それを調査・分析・加工・連携する等の 方法で処理した全ての種類の知識又は資料を産業財産情報として位置付ける(案第2 条)。
- ハ. 特許庁長は産業財産情報の管理及び活用の促進に関する基本計画を関係する中央行 政機関の長と協議して5年ごとに立てる(案第5条)。
- 二. 収集・生成された産業財産情報を体系的に管理するために産業財産情報のデータベースを構築し、産業財産情報の効率的な収集・検索・加工・分析及び提供のために産業財産情報システムを構築・運営できるようにする(案第9条及び第10条)。
- ホ. 産業財産の分類情報の利用を促し、産業・経済等様々な部門での活用を拡散するため に産業財産の分類情報と産業に関する標準分類等、他の分野の分類情報間の連携表 を作成・活用する(案第11条)。
- へ.研究開発及び技術・産業関連の戦略の樹立・推進を効果的に支援するために、開示された産業財産情報を樹立・加工して利用するか収集・加工された情報を提供することを認める一方で、個人情報が含まれる産業財産情報の利用・提供においては情報主体の利益を不当に侵害する恐れがないと認められる場合に限る(案第14条)。
- ト. 国家の安全保障又は国家の重大な利益と関連する技術等の流出防止及び保護のため に必要な場合は、出願中の産業財産情報を利用するか関係する国家行政機関に提供 することを認める(案第15条)。
- チ.公共及び民間の研究開発の効率的な推進を支援するために産業財産情報の動向及び 戦略的調査・分析等を含む産業財産情報の活用施策を立て、研究開発の推進過程にお いて産業財産情報の活用に取り組む (案第16条)。
- リ. 産業財産情報に関わる専門人材の育成、教育・広報等裾野の拡大及び国際機構又は海 外政府等との国際協力のために必要な政策を樹立・推進できるようにする(案第19条 から第21条まで)。
- ヌ. 民間の産業財産情報サービスの開発・常用化を促すための事業を推進する (案第23条)。
- ル. 文書電子化機関等の役職員又は役職員として在籍していた者に対して職務上知った 秘密を漏洩するか盗用することを禁じる(案第27条)。

法律第 号

産業財産情報の管理及び活用の促進に関する法律案

第1章 総則

第1条(目的)この法律は産業財産情報の管理及び活用を促進する上で必要な事項を定めることで産業競争力を強化し国民経済の発展に貢献することを目的とする。

第2条(定義)この法律で使用する用語の定義は次のとおりである。

- 1. 「産業財産」とは「発明振興法」第2条第4号に基づく産業財産権の発生・変更及び消滅の過程で収集されたか生成される知的財産のことを指す。
- 2. 「産業財産情報」とは産業財産の創出・保護及び活用段階において特許庁長が収集・生成するか、これを調査・分析・加工・連携する等の方法で処理した全ての種類の知識又は資料のことを指す。
- 3. 「産業財産の情報化」とは公共及び民間の研究開発の効率性を高めるか技術・産業 関連の戦略の樹立・推進及び評価等が効果的に行われるよう産業財産情報を体系 的に生産・管理・提供及び活用することを指す。
- 4. 「産業財産情報のデータベース」とは産業財産情報を体系的にまとめてユーザー が検索・活用できるように加工した情報の集合体のことを指す。
- 5. 「産業財産情報システム」とは産業財産情報の収集・生成・加工・保存・管理・検索・送信・受信及びその活用に関わる機器とソフトウェアの組織化された仕組みのことを指す。
- 6. 「産業財産診断」とは産業財産及び産業財産情報を総合的に調査・分析して体系的な研究開発及び事業化の戦略を提示することを指す。ただし、「発明振興法」第28 条に基づく評価は除外する。
- 第3条(国家等の責務)①国家は産業財産情報を体系的に管理し効率的に活用するための 施策を講じ進めるべきである。
 - ②国家、地方自治団体及び「公共機関の運営に関する法律」に基づく公共機関(以下、「公共機関」とする)は第1項に基づく施策に基づき、各機関の特性を鑑みて技術・産業関連の政策の樹立・推進及び評価等に産業財産情報の活用が促進されるよう取り組むべきである。
 - ③国家、地方自治団体及び公共機関は産業財産情報の管理及び活用の促進とその基盤 づくりのための施策が効果的に進められるよう互いに協力すべきである。

第4条(他の法律との関係)産業財産情報の管理及び活用に関して他の法律に特別な規定がある場合を除いてはこの法律で定める規定に従う。

第2章 産業財産情報の管理及び活用の促進政策の樹立

第5条(基本計画の樹立)①特許庁長は5年ごとに産業財産情報の管理及び活用の促進に関する基本計画(以下、「基本計画」とする)を関係する中央行政機関の長と協議して樹

立すべきである。

- ②基本計画には次の各号の事項が含まらなければならない。
- 1. 産業財産情報の管理及び活用の促進の基本方向・中長期の発展方向
- 2. 産業財産情報のデータベースの構築・管理
- 3. 産業財産情報システムの構築・運営及び連携
- 4. 産業財産情報の管理及び活用の促進に向けた関連法令・制度の見直し及び事業の推進
- 5. 民間の産業財産情報サービスの開発・常用化の促進
- 6. 産業財産情報に関わる国際協力
- 7. その他産業財産情報の管理及び活用の促進のために必要な事項
- ③特許庁長は産業財産情報の管理及び活用のために必要な場合、関係する中央行政機関の長と協議して基本計画を変更できる。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には関係する中央行政機関の長と協議の手続きを行わなくても構わない。
- ④特許庁長は基本計画を樹立するか変更するために関係する中央行政機関の長、地方 自治団体の長及び公共機関の長に必要な資料の提出又は協調を求めることができる。 この場合、関係する中央行政機関の長、地方自治団体の長及び公共機関の長は特別な理 由がなければこれに従わなければならない。
- ⑤基本計画の樹立及び変更に関して必要な事項は大統領令で定める。
- 第6条(施行計画の樹立)①特許庁長は基本計画に基づき毎年産業財産情報の管理及び活用の促進に関する施行計画(以下、「施行計画」とする)を樹立・施行しなければならない。
 - ②施行計画の樹立・施行に関して必要な事項は大統領令で定める。
- 第7条(実態調査)①特許庁長は基本計画及び施行計画の樹立・施行及び評価のための基礎資料を確保するために毎年産業財産情報の需要及び活用等に関する実態調査を実施できる。
 - ②特許庁長は第1項に基づく実態調査のために関係する中央行政機関の長、地方自治団体の長、公共機関の長及び関連企業・法人又は団体等に対し必要な資料の提出又は協調を求めることができる。
 - ③第1項に基づく実態調査の範囲及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第3章 産業財産情報の管理及び活用の支援

- 第8条 (産業財産の情報化事業の推進) ①政府は産業財産の情報化を推進し、関連技術の研究開発の活性化を図るために必要な事業を進めるべきである。
 - ②政府は第1項に基づく産業財産の情報化事業を進める機関又は団体に行政的・技術的・財政的な支援を行うことができる。

- 第9条(産業財産情報のデータベースの構築・管理)①特許庁長は業務を行う過程で収集・ 生成された産業財産情報を体系的に管理するために産業財産情報のデータベースを構 築できる。
 - ②特許庁長は産業財産情報のデータベースの構築・管理等を目的に関係する中央行政機関の長、地方自治団体の長、公共機関の長及び関連する企業・法人又は団体等に対し必要な資料の提出又は協調を求めることができる。この場合、要請を受けた行政機関の長等は特別な理由がなければこれに従わなければならない。
- 第10条(産業財産情報システムの構築・運営)①特許庁長は産業財産情報の収集・検索・加工及び分析等の業務を効率的に行い、産業財産情報のユーザーに産業財産情報を円滑に提供するために産業財産情報システムを構築・運営できる。
 - ②特許庁長は産業財産情報システムの構築・運営のために必要な場合、関係する中央行政機関の長、地方自治団体の長及び公共機関の長に対し当該の機関が運営する情報システムとの連携を求めることができる。この場合、要請を受けた行政機関の長等は特別な理由がなければこれに従わなければならない。
- 第11条 (分類情報の利用促進) ①特許庁長は産業財産情報の体系的な管理及び効果的な活用をために「特許法」第58条に基づく特許分類、「商標法」第51条に基づく商品分類等、産業財産に関する分類情報の利用を促すべきである。
 - ②政府は産業財産情報の活用価値を高めて産業・経済等様々な部門へ活用を拡散するために第1項に基づく分類情報と「統計法」第22条に基づく産業に関する標準分類、「化学技術基本法」第27条に基づく国家科学技術標準分類表等、他の分野の分類情報間の連携表を作成・活用できる。
 - ③第2項に基づく分類情報間の連携表の作成手続き及び方法等に関して必要な事項は 大統領令で定める。
- 第12条(産業財産文書の電子化業務)①特許庁長は「特許法」・「実用新案法」・「デザイン保護法」及び「商標法」に基づく特許・実用新案・意匠及び商標に関する手続きを効率的に処理するために産業財産の出願、審査、審判、再審及びその他の手続きで提出又は生成された文書(以下、「産業財産文書」とする)を電算情報処理組織課とその組織の技術を活用して電子化する業務又はこれと類似の業務(以下、「産業財産文書の電子化業務」とする)を行うことができる。
 - ②特許庁長は「特許法」第28条の3第1項、「実用新案法」第3条、「デザイン保護法」第30条第1項、「商標法」第30条第1項に基づく電子文書として提出されていない出願書、その他産業通商資源部令で定める産業財産文書を第1項に基づき電子化し、特許庁又は特許審判院で使用する電算情報処理組織のファイルに収録できる。
 - ③第2項に基づきファイルに収録された内容は当該の文書に記載されている内容と同一であるとみなす。
 - ④第1項から第3項までに基づく産業財産文書の電子化業務の遂行方法等に関して必要

な事項は産業通商資源部令で定める。

- ⑤特許庁長は産業財産文書の電子化業務を産業通商資源部令で定める施設及び人材を 備えている機関又は団体に委託できる。
- ⑥特許庁長は第5項に基づき産業財産文書の電子化業務を委託された機関又は団体(以下、「文書電子化機関」とする)が第5項に基づく施設及び人材の基準に満たない場合又は役職員が職務上知った出願中の産業財産(国際出願中の産業財産及び「デザイン保護法」第43条第1項に基づく秘密意匠を含む。以下同一である)に関して秘密を漏洩したか盗用した場合、是正を求めることができ、文書電子化機関が是正の求めに従わない場合は、産業財産文書電子化の業務委託を取り消すことができる。
- 第13条(統計・指標の調査・分析)①特許庁長は公共及び民間の技術・産業関連の戦略の 樹立・推進及び評価等に活用する目的として産業財産及び産業財産情報と関連する統 計や指標を調査・分析すべきである。
 - ②特許庁長は第1項に基づく統計と指標の改善を図る施策を樹立・推進すべきである。 ③特許庁長は第1項に基づく統計と指標を調査・分析するために関係する中央行政機関 の長、地方自治団体の長、公共機関の長及び関連企業・法人又は団体等に対し必要な資 料の提出又は協調を求めることができる。この場合、要請を受けた者は特別な理由がな ければこれに従わなければならない。
 - ④特許庁長は産業財産の貿易統計に関する調査・分析をために必要な場合、企画財政部長官に大統領令で定める資料の提出を求めることができる。この場合、企画財政部長官は「外国為替取引法」第21条及び第22条にかかわらず、求められた資料を提供できる。
 - ⑤第1項に基づく調査・分析の対象と方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。
- 第14条(産業財産情報の利用及び提供)①特許庁長は公共及び民間の研究開発の効率性を 高めて技術・産業関連の連略の樹立・推進及び評価等を効果的に支援するために「特許 法」・「実用新案法」・「商標法」・「デザイン保護法」に基づき開示された産業財産情報を 収集・加工して利用するか、収集・加工された情報を提供できる。この場合、個人情報 が含まれる産業財産情報の利用及び提供は情報主体の利益を不当に侵害する可能性が ないと認められる場合として次の各号のいずれかに該当する場合に限る。
 - 1. 第5条及び第6条に基づく基本計画及び施行計画の樹立・推進等産業財産情報の管理及び活用促進の政策の樹立・推進のために利用する場合
 - 2. 出願・登録現況等の情報をまとめて提供する場合
 - 3. その他に公共及び民間の研究開発の効率性を高めて技術・産業関連の戦略の樹立・ 推進及び評価等を効果的に支援するために必要な場合として大統領令で定める場合
 - ②特許庁長は第1項に基づき情報の提供を求める者に対し実費の範囲で大統領令で定める手数料を受け取ることができる。
 - ③その他に産業財産情報の利用及び提供に関して必要な事項は大統領令で定める。

- 第15条 (国家安全保障等目的の情報提供) ①特許庁長は国家の安全保障又は国家の重大に 利益と関連する技術等の流出防止及び保護のために必要な場合、出願中の産業財産情報を利用するか関係する国家行政機関に提供できる。
 - ②第1項に基づき利用・提供する産業財産情報の内容及び手続等に関して必要な事項は 大統領令で定める。
- 第16条 (公共及び民間の研究開発での情報活用) ①特許庁長は産業財産情報を効果的に活用することで公共及び民間の研究開発の効率的な推進を支援するために次の各号の施策を樹立・推進すべきである。
 - 1. 未来有望技術及び研究開発課題の発掘のための産業財産情報の動向調査
 - 2. 研究開発課題の効率的な推進のために全体の研究開発期間の間の産業財産情報の 戦略的調査・分析
 - 3. 標準特許創出のための産業財産情報の戦略的調査・分析
 - 4. 研究開発成果の評価・移転・取引及び事業化等における産業財産情報の活用に向けた支援
 - 5. 次の各目のいずれかに該当する者に対する産業財産情報の調査・分析の力量強化に向けた支援
 - イ. 科学・産業技術分野の研究者
 - ロ. 「国家研究開発革新法」第2条第4号に基づく専門機関
 - ハ. 「知識財産基本法」第3条第4号に基づく公共研究機関(以下、「公共研究機関」 とする)
 - 二.「知識財産基本法」第3条第5号に基づく事業者等(以下、「事業者等」とする)
 - ホ. その他に公共及び民間の研究開発の効率的な推進のために産業財産情報の活 用が必要な事項
 - ②科学・産業技術分野の研究者、公共研究機関及び事業者等は研究開発の効率性及び成果を向上させるために研究開発を進める過程において産業財産情報の活用に取り組むべきである。
- 第17条 (産業財産診断機関の指定等) ①特許庁長は企業及び研究機関等の産業財産診断を 効果的に行うために大統領令で定める施設及び人材を備えている国公立の研究機関、 政府出捐研究機関、民間研究機関又は産業財産診断を専門的に行う機関又は団体を産 業財産診断機関(以下、「診断機関」とする)として指定できる。
 - ②特許庁長は診断機関が実施した産業財産診断に使われた費用の全部又は一部を予算 の範囲で支援できる。
 - ③特許庁長は診断機関が次の各号のいずれかに該当する場合、その指定を取り消すか6 か月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。ただし、第 1号に該当する場合、その指定を取り消さなければならない。
 - 1. 嘘やその他の不正な方法で診断機関の指定を受けた場合

- 2. 産業財産診断を行う能力を失っている場合
- 3. 第1項に基づく指定基準に満たしていない場合
- ④この法律に基づく診断機関ではない者は産業財産診断機関又はこれと類似の名称を 使用できない。
- ⑤第1項に基づく診断機関の指定手続き及び第3項に基づく行政処分の細部基準等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第4章 産業財産情報の管理及び活用の促進に向けた基盤構築

- 第18条(産業財産情報化の研究開発への支援)①政府は産業財産情報の管理及び活用と関連する技術、サービス及びソフトウェアに関する研究開発を促進に取り組むべきである。
 - ②政府は第1項に基づく研究開発を効率的に進めるために必要な場合、関連機関又は団体に研究開発の遂行を行わせることができる。この場合、政府は研究開発を行う上で必要な費用の全部又は一部を支援できる。
 - ③政府は第1項及び第2項に基づき行われた研究開発の成果(研究開発の結果物及び研究開発を行う過程で投入されたか生成された研究に関わる資機材・材料・物品等を含む)が民間部門に円滑に移転されるよう努力すべきである。
- 第19条 (専門人材の育成)政府は産業財産情報に関連する専門人材 (以下、「専門人材」 とする)の育成に向けて次の各号の政策を樹立・推進できる。
 - 1. 専門人材の需要の実態把握及び中長期の需給計画
 - 2. 専門人材の育成教育・訓練プログラムの開発及び活用
 - 3. 専門人材の雇用創出の支援
 - 4. その他に産業財産情報に関連する専門人材の育成のために必要な事項
- 第20条 (認識向上及び裾野拡大) 政府は産業財産情報の重要性に対する国民の社会的な認識を高め、その活用基盤を拡大するために次の各号の事業を推進できる。
 - 1. 科学・産業技術・意匠分野の研究者等向け産業財産情報の活用教育
 - 2. 産業財産情報の活用の優秀事例の発掘及び褒賞
 - 3. 産業財産情報の活用を促すための広報及び刊行物等資料の発刊
 - 4. その他に産業財産情報の活用に対する認識向上等のために必要な事項
- 第21条 (国際協力) 政府は産業財産情報に関連する国際協力の活性化を図るために国際機構・海外政府・企業又は団体等と次の各号の政策を樹立・推進できる。
 - 1. 国際機構又は海外政府との産業財産情報の相互交換
 - 2. 産業財産情報に関連する国際共同調査・研究への支援
 - 3. 産業財産情報に関連する技術・人材の交流への支援
 - 4. 産業財産情報に関連する国際標準化活動への支援

- 5. 産業財産情報に関連する技術・システムの輸出又は導入
- 6. その他に産業財産情報に関連する国際協力の活性化を図るために必要な事項
- 第22条 (セキュリティ及び品質管理) ①特許庁長は産業財産情報のデータベース及び産業 財産情報システムへの不正なアクセスや利用又は産業財産情報の偽造・変造・毀損又は 流出を防止するために必要なセキュリティ対策を樹立・施行すべきである。
 - ②特許庁長は産業財産情報の正確性と信頼性を確保するために品質の診断・評価及び 改善支援等、産業財産情報の品質管理に必要な措置を取らなければならない。
 - ③第2項に基づく品質管理の対象、基準及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で 定める。
- 第23条(民間の産業財産情報サービスの開発・常用化の促進)政府は民間の産業財産情報 サービスの開発・常用化を促進するために次の各号の事業を推進できる。
 - 1. 民間の産業財産情報化の研究開発への支援
 - 2. 民間の産業財産情報サービスに対する政府による購買及び海外市場進出への支援
 - 3. 民間の産業財産情報サービスの広報を目的に博覧会・展示会等イベントの開催
 - 4. 優秀な産業財産情報サービスの事業者及び創業事例に対する褒賞
 - 5. その他に民間の産業財産情報サービスの開発・常用化を促すために必要な事業
- 第24条(韓国特許情報院の設立等)①産業財産情報化及び産業財産情報の活用の基盤構築 に関する事業を効率的に支援する目的として韓国特許情報院(以下、「情報院」とする) を設立する。
 - ②情報院は法人とする。
 - ③情報院はその拠点となる事務所の所在地での設立登記により成立する。
 - ④情報院は次の各号の事業を行う。
 - 1. 産業財産情報のデータベースの構築・管理への支援
 - 2. 産業財産情報システムの構築・運営及び連携への支援
 - 3. 産業財産情報の加工及び普及への支援
 - 4. 産業財産の統計及び情報検索サービスの提供
 - 5. 産業財産情報化の研究開発及び成果の民間移転への支援
 - 6. 民間の産業財産情報サービスの開発・常用化の促進への支援
 - 7. 産業財産情報に関連する国際協力への支援
 - 8. 産業財産情報化等に関する顧客支援
 - 9. その他に産業財産情報化等と関連して特許庁長が委託する業務
 - ⑤情報院は第4項に基づく事業の遂行に必要な財源を調達するために大統領令で定める収益事業を行うことができる。
 - ⑥政府は予算の範囲で情報院に対し事業費と運営に必要な経費を支援できる。
 - ⑦この法律に基づく情報院ではない者は韓国特許情報院又はこれと類似の名称を使用 できない。

- ⑧情報院に関してこの法律又は「公共機関の運営に関する法律」で定める事項以外には「民法」上、財団法人に関する規定を準用する。
- ⑨特許庁長は情報院の業務を指導・監督する。
- 第25条(韓国特許戦略開発院の設立等)①中央行政機関、地方自治団体及び公共研究機関等の産業財産戦略の樹立及び研究開発の遂行に関する事業を効率的に支援するために 韓国特許戦略開発院(以下、「戦略院」とする)を設立する。
 - ②戦略院は法人とする。
 - ③戦略院はその拠点となる事務所の所在地での設立登記により成立する。
 - ④戦略院は次の各号の事業を行う。
 - 1. 産業財産情報の調査・分析の支援
 - 2. 研究企画段階における産業財産情報の動向調査の支援
 - 3. 研究開発過程における産業財産の創出戦略の支援
 - 4. 標準特許の創出の支援
 - 5. 国家研究開発の産業財産成果の調査・分析及び管理
 - 6. 産業財産連携の研究開発の戦略に関わる政策の研究・実態調査及び成果分析
 - 7. その他に産業財産戦略の樹立及び効率的な研究開発の遂行と関連して関係する中 央行政機関の長が委託する業務
 - ⑤戦略院は第4項に基づく事業の遂行に必要な財源を調達するために大統領令で定める収益事業を行うことができる。
 - ⑥政府は予算の範囲で戦略院に対し事業費と運営に必要な経費を支援できる。
 - ⑦この法律に基づく戦略院ではない者は韓国特許戦略開発院又はこれと類似の名称を 使用できない。
 - ⑧戦略院に関してこの法律又は「公共機関の運営に関する法律」で定める事項以外には「民法」上、財団法人に関する規定を準用する。
 - ⑨特許庁長は戦略院の業務を指導・監督する。

第5章 補則

- 第26条 (業務の委託) ①特許庁長はこの法律に基づく業務の一部を大統領令で定める規定 に基づき文書電子化機関、診断機関、情報院、戦略院又はその他の関連機関・法人又は 団体に委託できる。
 - ②特許庁長は第1項に基づき業務を委託する場合、必要な経費の全部又は一部を支援で きる。
- 第27条(守秘義務)次の各号のいずれかに該当する機関・法人・団体の役職員又は役職員 として在籍していた者は職務上知った秘密を漏洩するか盗用してはいけない。
 - 1. 文書電子化機関

- 2. 第15条に基づき情報を提供された関係する国家行政機関
- 3. 情報院
- 4. 戦略院
- 5. 第26条に基づき業務の一部を委託された機関・法人又は団体
- 第28条 (聴聞) 特許庁長は次の各号のいずれかに該当する処分をする際には聴聞を行うべきである。
 - 1. 第12条第6項に基づく文書電子化機関の産業財産文書の電子化業務の委託の取消
 - 2. 第17条第3項に基づく診断機関の指定取消又は業務の停止

第29条 (罰則の適用における公務員擬制) 文書電子化機関の役職員又は第26条に基づき特許庁長が委託した業務に従事する機関・法人又は団体の役職員は「刑法」第129条から第132条までの規定を適用する際には公務員とみなす。

第6章 罰則

- 第30条 (罰則) ①第27条を違反して職務上知った出願中の産業財産に関する秘密を漏洩したか盗用した者は5年以下の懲役又は5,000万ウォン以下の罰金を科す。
 - ②第27条を違反して職務上知った秘密(第1項で定める出願中の産業財産に関する秘密は除外する)を漏洩したか盗用した者は3年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金を科す。
- 第31条 (罰金) ①次の各号のいずれかに該当する者に対し1,000万ウォン以下の罰金を科す。
 - 1. 第17条第4項を違反して産業財産診断機関又はこれと類似の名称を使用した者
 - 2. 第24条第7項を違反して韓国特許情報院又はこれと類似の名称を使用した者
 - 3. 第25条第7項を違反して韓国特許戦略開発院又はこれと類似の名称を使用した者②第1項に基づく罰金は大統領令で定める規定に基づき特許庁長が賦課・徴収する。

附 則

- 第1条(施行日)この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。
- 第2条(産業財産診断機関の指定に関する経過措置)この法律の施行当時、従前の「発明振興法」第36条に基づき産業財産権診断機関として指定された者はこの法律の第17条に基づき診断機関として指定されたものとみなす。
- 第3条(韓国特許情報院の設立に基づく経過措置)この法律の施行当時、従前の「発明振興法」第20条の3に基づき設立された韓国特許情報院はこの法律の第24条に基づき設立された情報院とみなす。
- 第4条(韓国特許戦略開発院に関する経過措置)この法律の施行当時、従前の「発明振興

法」第55条の5に基づき設立された韓国特許戦略開発院はこの法律の第25条に基づき設立された戦略院とみなす。

第5条(他の法律の改正)①デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第207条第1項第2号中「第208条第2項に基づく意匠文書」を「『産業財産情報の管理及び 活用の促進に関する法律』第12条第1項に基づく産業財産文書」にする。

第208条を削除する。

第226条中「専門機関又は第208条に基づく意匠文書の電子化機関」を「専門機関」にする。

②商標法の一部を次のように改正する。

第216条第1項第2号中「第217条第2項に基づく商標文書」を「『産業財産情報の管理及び 活用の促進に関する法律』第12条第1項に基づく産業財産文書」にする。

第217条を削除する。

③特許法の一部を次のように改正する。

第217条第1項第2号中「第217条の2第1項に基づく特許文書」を「『産業財産情報の管理 及び活用の促進に関する法律』第12条第1項に基づく産業財産文書」にする。

第217条の2を削除する。

第226条の2第1項中「専門機関、第58条第3項に基づく専担機関又は特許文書の電子化機 関」を「専門機関又は第58条第3項に基づく専担機関」にする。

④実用新案法の一部を次のように改正する。

第43条中「専門機関又は第44条に基づき準用する「特許法」第217条の2第3項に基づく 特許文書の電子化機関」を「専門機関」にする。

第44条中「第217条、第217条の2」を「第217条」にする。

第6条(他の法令との関係)この法律の施行当時、他の法令で従前の「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」、「商標法」、「発明振興法」の規定を引用した場合、この法律の中でそれに該当する規定があれば、従前の規定に代わってこの法律の該当する規定を引用するものとみなす。

1-2 【代案】発明振興法の一部改正法律案(議案番号:2126229)

議案情報システム(2024.1.8.)

議案番号: 2126229 提案日: 2024年1月

提案者:産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名 議案番号 代表発議者 発議日 審査経過

				And the second s
発明振興法の一部改正法律案	2113081	カン・フン シク議員	2021. 11. 2	-第397回国会(臨時会)第5次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会(2022.5.19.)に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付
	2113510	クォン・ミ ョンホ議員	2021. 11. 24	一第410回国会(常会)第2次産業 通商資源特許小委員会 (2023.11.29.)に上程、逐条審査 及び議決(代案反映廃棄)
	2121187	ハン・ムギ ョン議員	2023. 4. 6	一第408回国会(臨時会)第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会(2023.7.12.)に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付一第410回国会(常会)第2次産業通商資源特許小委員(2023.11.29.)に上程、逐条審査及び議決(代案反映廃棄)
	21242391	キム・ハン ジョン議員	2023. 5. 31	一第410回国会(常会)第3次産業 通商資源中小ベンチャー企業委 員会(2023.9.21.)に上程後、提 案説明、検討報告、大体討論を経 て小委員会に回付 一第410回国会(常会)第2次産業 通 商 資 源 特 許 小 委 員 (2023.11.29.)に上程、逐条審査 及び議決(代案反映廃棄)
	2124284	イ・チョル ギュ議員	2023. 9. 7	-第410回国会(常会)第2次産業 通商資源特許小委員会 (2023.11.29.)に上程後、逐条審 査及び議決(代案反映廃棄)

- イ. 第410回国会(常会)第2次産業通商資源特許小委員会(2023.11.29.)で上記5件の法律案を審査した結果、各法律案を本会議に付議することなく、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにした。
- ロ. 第410回国会(常会)第13次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会(2023.11.30.)

で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、上記5件の法律案はそれぞれ本 会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提 案することを議決する。

2. 代案の提案理由

現在、特許庁は職務発明補償制度の活性化を図るため職務発明補償制度を優秀に運営する企業を優秀企業として認定し各種のインセンティブを提供しているが、認定の取消、認定の有効期限等、認定の法的効果や権利・義務と関連する事項が法律に明記されていない。一方、現行法上、使用者が従業者から職務発明についての権利を承継するためには職務発明の申告を受けた後、4か月以内に従業者に承継の有無を通知しなければならないが、承継の通知前まで不確定的な権利関係により従業者が第三者に職務発明についての権利を承継する二重譲渡の問題が発生しかねない。

また、「特許法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」等知的財産に関する法 律では関連する訴訟において当事者に判決に必要な証拠資料を提出するよう誘導する資料提出命令と守秘保持命令を定めている。

一方、職務発明の補償金に訴訟で判決に必要な証拠資料の提出を誘導できる裁判所の資料提出命令や守秘保持命令の規定がないため、営業秘密等の理由で当事者が証拠資料を提出しなかった場合、合理的な補償金の算定が難しい恐れがある。

したがって、職務発明の優秀企業認定制度の根拠を法律で明記することで優秀企業による認定制度の効率的な活用を促し、使用者と従業者が協議して職務発明に関する規定や契約を通じて承継の有無をあらかじめ決めた場合、職務発明についての権利を、使用者が発明を完成した際に安定的に承継できるよう改善する目的である。

また、当事者に職務発明の補償金の判決に必要な証拠資料を提出するよう誘導する資料提出命令と守秘保持命令の規定を新設して合理的な補償金の算定が可能になる。

一方、「産業財産情報の管理及び活用の促進に関する法律」の制定により「発明振興法」 から「産業財産情報の管理及び活用の促進に関する法律」に移管される多数の関連条項を 削除及び変更し、引用条文を見直す目的である。

3. 代案の主要内容

- イ. 産業財産情報に関連する用語の定義と関連条項を削除及び変更する等条文を見直す 【第2条第6号から第8号まで、第20条、第20条の2から第20条の5まで、第20条の8、第 36条、第37条、第6章の3(第55条の5から第55条の7まで)削除等】。
- ロ. 職務発明補償の優秀企業の認定、認定の取消等、認定の根拠を具体的に定める(案第 11条の2)。
- ハ. 使用者が従業者と協議して契約や勤務規定に基づき職務発明についての権利を承継 するとあらかじめ決めた場合、職務発明についての権利は発明を完成した時から使

用者に承継するよう定め、例外的に使用者が職務発明についての権利を承継しない場合、4か月以内に従業者に通知すべきである(案第13条)。

- 二.裁判所は職務発明の補償金に関する訴訟で当事者の申請によって相手側の当事者に 補償額の算定に必要な資料の提出を命ずることができる(案第55条の8新設)。
- ホ. 職務発明の補償金に関する訴訟に裁判所の守秘保持命令制度を導入する(案第55条 の9から第55条の11まで新設)。
- へ. 国内外で正当な理由なく裁判所の守秘保持義務命令を違反した者は5年以下の懲役又は5,000万ウォン以下の罰金を科す(案第58条第1項新設)。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第2条第6号から第8号までをそれぞれ削除し、同条第9号1目を次のようにする。

イ. 産業財産権に関する情報を収集・分析・加工・翻訳・流通又は管理するかこれに関わるソフトウェア又はシステムを開発するか構築する業

第6条第4号中「活動に関する産業財産権の情報」を「活動関連情報」にする。

第8条の2第2項第1号中「産業財産権の情報」を「発明活動関連情報」にする。

第11条の2の題目中「優秀企業に対する支援」を「優秀企業の認定等」にし、同条第1項中「政府は」を「特許庁長は」に、「職務発明補償の優秀企業を選定し必要な支援ができる」を「職務発明補償制度を模範的に運営する企業を職務発明補償の優秀企業(以下、「優秀企業」とする)として認定できる」にし、同条第2項を第6項にし、同条に第2項から第5項までをそれぞれ次のように新設し、同条第6項(従前の第2項)を次のようにする。

- ②優秀企業の認定を希望する企業は特許庁長に申請すべきである。
- ③特許庁長は第2項に基づく認定申請を受けた場合には、認定を希望する企業に対し審査を行い、認定基準に適合すれば有効期限を定めて認定すべきである。
- ④特許庁長は認定を受けた優秀企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合には認定を取り消さなければならない。
- 1. 嘘やその他の不正な方法で認定を受けた場合
- 2. 第6項に基づく認定基準に適合していない場合
- ⑤国家及び地方自治団体は認定を受けた優秀企業に対し大統領令で定める規定に基づき行政的・財政的支援ができる。
- ⑥優秀企業の認定の基準、手続き、再認定、有効期限、その他認定に必要な事項は大統領令で定める。

第13条の題目「(承継有無の通知)」を「(職務発明の権利承継)」にし、同条第1項及び第 2項をそれぞれ次のようにし、同条第3項の前段中「第1項」を「第2項」にする。

①第12条に基づき通知を受けた使用者等が従業者等の職務発明についてあらかじめ特許等を取得できる権利や特許権等を承継するか専用実施権を設定する契約や勤務規定を定めた場合には、その権利は発明を完成した時から使用者等に承継される。ただし、使用者等が大統領令で定める期間にその発明についての権利を承継しないことを従業者等に通知する場合には該当しない。

②第1項に基づく契約又は勤務規定のいずれかに対しても該当しない使用者等(国家や地方自治団体は除外する)が第12条に基づき通知を受けた場合には、大統領令で定める期間にその発明についての権利の承継の有無を従業者等に対し書面で通知すべきである。この場合、使用者等は従業者等の意思と異なってその発明についての権利の承継を主張できない。

第18条第1項第3号中「第13条第1項」を「第13条第2項」にする。

第2条第3節の題目「産業財産権情報の提供及び活用の促進」を「発明振興の基盤づくり」 にする。

第20条、第20条の2から第20条の5まで、第20条の8、第36条及び第37条をそれぞれ削除する。

第50条の3第4項を次のようにする。

④海外産業財産権センターは第2項に基づく業務を行うために必要な範囲で収益事業を行うことができる。

第55条第3項第8号中「産業財産権情報の」を「産業財産権の」にする。

第6章の3(第55条の5から第55条の7まで)を削除する。

第7章に第55条の8から第55条の11までをそれぞれ次のように新設する。

第55条の8(資料の提出)①裁判所は職務発明の補償金に関する訴訟で当事者の申請により相手側の当事者に当該の職務発明の補償額の算定に必要な資料の提出を命ずることができる。ただし、その資料の所持者がその資料の提出を拒絶する正当な理由があれば該当しない。

②裁判所は資料の所持者が第1項に基づく提出を拒否する正当な理由があると主張する場合には、その主張の当否を判断するために資料の提示を命ずることができる。この場合、裁判所はその資料を他人に見せてはいけない。

③第1項に基づき提出されるべきである資料が営業秘密(「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号に基づく営業秘密である。以下、同一である)に該当するが、職務発明の補償額の算定に必ず必要な際には第1項のただし書に基づく正当な理由として認めない。この場合、裁判所は提出命令の目的の下で閲覧できる範囲又は閲覧できる者を指定しなければならない。

④当事者が正当な理由なしに資料提出命令に従わない場合には、裁判所は資料の記載

に関する相手側の主張を真実として認めることができる。

- ⑤第4項に該当する場合、資料の提出を申請した当事者が資料の記載に関して具体的に 主張するには非常に困難な問題を抱えており、資料で証明する事実を他の証拠を用い て証明することも難しい場合には、裁判所はその当事者が資料の記載により証明しよ うとする事実に関する主張を真実であると認めることができる。
- 第55条の9 (守秘保持命令) ①裁判所は職務発明の補償金に関する訴訟でその当事者が保有する営業秘密について次の各号の理由を全て疎明した場合には、その当事者の申請による決定で他の当事者(法人の場合はその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他にその訴訟によって営業秘密を知った者に対し、その営業秘密をその訴訟の継続的な遂行外の目的で使用するかその営業秘密に関係する項に基づく命令を受けた者以外の者に開示しないことを命ずることができる。ただし、その申請の時点まで他の当事者(法人の場合はその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他にその訴訟により営業秘密を知った者が第1号で定める準備書面の閲覧や証拠調査以外の方法でその営業秘密をすでに取得している場合には該当しない。
 - 1. すでに提出したか提出すべきである準備書面、すでに調査したか調査すべきである証拠又は第55条の8第2項に基づき提出したか提出すべきである資料に営業秘密が含まれていること
 - 2. 第1号の営業秘密が当該の訴訟を行う以外の目的として使用されたか開示されれば、当事者の営業に支障をきたす恐れがあるため、これを防止するために営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること
 - ②第1項に基づく命令(以下、「守秘保持命令」をする)の申請は次の各号の事項を記載 した書面で下すべきである。
 - 1. 守秘保持命令を受けた者
 - 2. 守秘保持命令の対象となる営業秘密を特定するに十分な事実
 - 3. 第1項の各号の理由に該当する事実
 - ③裁判所は守秘保持命令が決定された場合には守秘保持命令を受けた者にその決定書 を送達すべきである。
 - ④守秘保持命令は第3項の決定書が守秘保持命令を受けた者に送達された時から効力が発生する。
 - ⑤守秘保持命令の申請を棄却したか却下した裁判に対しては即時抗告できる。
- 第55条の10(守秘保持命令の取消)①守秘保持命令を申請した者又は守秘保持命令を受けた者は第55条の9第1項に基づく要件に満たないか満たなくなった場合、訴訟記録を保管している裁判所がない場合には守秘保持命令を下した裁判所)に対し守秘保持命令の取り消しを申請できる。
 - ②裁判所は守秘保持命令の取消申請に関する裁判がある場合には、その決定書をその申請をした者及び相手側に送達すべきである。

- ③守秘保持命令の取消申請に関する裁判に対しては即時抗告できる。
- ④守秘保持命令を取り消す裁判は確定してから効力が発生する。
- ⑤守秘保持命令を取り消す裁判を行った裁判所は守秘保持命令の取消申請をした者又 は相手側以外に当該の営業秘密に関する守秘保持命令を受けた者がいる場合には、そ の者に対し即時守秘保持命令の取消裁判を行った事実を通知すべきである。
- 第55条の11 (訴訟記録の閲覧等の請求通知等) ①守秘保持命令が下された訴訟(全ての守秘保持命令が取り消された訴訟は除外する)に関する訴訟記録に対して「民事訴訟法」第163条第1項による決定があった場合、当事者が同項で定める守秘事項の記載部分の閲覧等の請求をしたが、その請求手続きを当該の訴訟で守秘保持命令を受けていない者が行った場合には、法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補(以下、同条で「法院事務官等」とする)は「民事訴訟法」第163条第1項の申請をした当事者(その閲覧等の請求をした者は除外する。以下、第3項で同一である)に対しその請求直後にその閲覧等の請求があったとの事実を通知すべきである。
 - ②第1項の場合に法院事務官等は第1項の請求があった日から2週間が経過するまで(その請求手続きを行った者に対する守秘保持命令の申請がその期間内に行われた場合には、その申請に対する裁判が確定する時点まで)その請求手続きを行った者に対し第1項の守秘事項の記載部分の閲覧等を認めてはならない。
 - ③第2項は第1項の閲覧等の請求をした者に対し第1項の守秘事項の記載部分の閲覧等を認めることについて「民事訴訟法」第163条第1項の申請をした全ての当事者が同意した場合には適用されない。

第56条第2項中「情報院、協会」を「協会」に、「戦略院、発明機関」を「発明機関」にする。

第57条に第2号を次のように新設し、同条第5号を削除する。

2. 第11条の2第4項に基づく認定取消

第57条の2第5号及び第6号をそれぞれ削除する。

第58条第1項から第3項までをそれぞれ第2項から第4項までにし、同条に第1項を次のように新設し、同条第4項(従前の第3項)の中「第1項の罪は使用者等」を「第1項及び第2項の罪は守秘保持命令を申請した者及び使用者等」にする。

①国内外で正当な理由なしに第55条の9第1項に基づく守秘保持命令を違反した者は5年以下の懲役又は5,000万ウォン以下の罰金を科す。

第58条の2の本文中「第58条第2項」を「第58条第3項」にする。

第59条第1項及び第2項中「情報院、評価管理センター、事業化支援センター、韓国発明 振興会、保護院及び戦略院」をそれぞれ「評価管理センター、事業化支援センター、韓国 発明振興会及び保護院」にする。

第60条第1項第3号及び第7号をそれぞれ削除する。

附 則

第1条(施行日)この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条 (職務発明の権利承継に関する適用例) 第13条の改正規定はこの法律の施行以降、 職務発明した場合から適用する。

- 第3条(職務発明の補償金に関する訴訟での資料提出命令に関する適用例)第55条の8の改正規定は、この法律の施行以降、提起された職務発明の補償金に関する訴訟から適用する。
- 第4条 (職務発明の補償金に関する訴訟での資料提出命令に関する適用例) 第55条の9から 第55条の11までの改正規定は、この法律の施行以降、提起された職務発明の補償金に関 する訴訟から適用する。
- 第5条(職務発明の優秀企業認定に関する経過措置)この法律の施行当時、職務発明の優秀企業認定を受けた企業は第11条の2の改正規定により優秀企業の認定を受けたものとみなす。

1-3 【代案】産業デザイン振興法の一部改正法律案(議案番号:2126230)

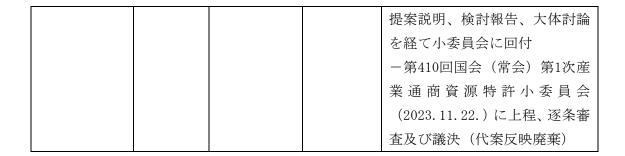
議案情報システム(2024.1.8.)

議案番号: 2126230 提案日: 2024年1月

提案者:産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議者	発議日	審査経過
産業デザイン 振興法の一部 改正法律案	2120903	ク・ジャグ ン議員	2023. 3. 27	一第406回国会(臨時会)第1次 産業通商資源中小ベンチャー企 業委員会(2023.5.11.)に上程 後、提案説明、検討報告、大体 討論を経て小委員会に回付 一第410回国会(常会)第1次産 業 通 商 資 源 特 許 小 委 員 会 (2023.11.22.)に上程、逐条審 査及び議決(代案反映廃棄)
	2122752	パク・ヨン スン議員	2023. 6. 20	-第410回国会(常会)第3次産 業通商資源中小ベンチャー企業 委員会(2023.9.21.)に上程後、



- イ. 第410回国会(常会)第1次産業通商資源特許小委員会(2023.11.22.)で上記2件の法律案を審査した結果、各法律案を本会議に付議することなく、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成する。
- ロ. 第410回国会(常会)第12次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会(2023.11.23.) で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、上記2件の法律案は各本会議に 付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案する ことを議決する。

2. 代案の提案理由

現行法では、産業通商資源部長官が産業デザインの開発促進や新興に向けた総合的な計画(以下、「産業デザイン総合計画」とする)を立てることとなっているが、産業デザイン総合計画の重要性にもかかわらず、計画の樹立を非定期的に実施しており、計画の具体的な規定が定められていないため、これを見直す必要があるとの指摘がある。

したがって、産業デザイン総合計画を5年ごとに樹立し、総合計画を立てる際には、産業デザインの開発促進及び振興に向けた基本政策方向、振興の目標・対象及び実施方法、基盤構築、制度の樹立及び整備、資金支援、地域振興の内容を含めるようにする。

一方、専門機関ではない者が韓国デザイン振興院の名称を使用して企業の技術・経営情報等を求めるか企業を対象に専門性を要する業務を行う場合には、一般企業が被害を受ける恐れがあるため、振興院ではない者は韓国デザイン振興院又はこれと類似の名称を使うことを禁じ、これを違反した者に対しては100万ウォン以下の罰金を科すことで専門機関を詐称することによる中堅企業の被害を事前に防止する目的である。

3. 代案の主要内容

- イ. 産業デザイン総合計画を5年ごとに樹立する(案第3条)。
- ロ. 韓国デザイン振興院又はこれと類似の名称を使用することを禁じ、これを違反した 者に対しては100万ウォン以下の罰金を科す(案第11条第7項及び第21条新設)。

法律第 号

産業デザイン振興法の一部改正法律案

産業デザイン振興法の一部を次のように改正する。

第3条第1項の前段中「に向けた」を「に向けて5年単位の」にし、同条第2項各号外の部分中「産業デザインに関する次」を「次」にし、同項第1号中「基本政策」を「産業デザインの開発促進及び振興に向けた基本政策」にし、同項第2号中「開発促進」を「産業デザインの開発促進」にし、同項第3号を第5号にし、同項第4号を第7号にし、同項に第3号及び第4号をそれぞれ次のように新設し、同項第5号(従前の第3号)中「開発促進」を「産業デザインの開発促進」にし、同項に第6号を次のように新設し、同項第7号(従前の第4号)中「開発促進」を「産業デザインの開発促進」にする。

- 3. 産業デザインの開発促進及び振興に必要な基盤等の構築に関する事項
- 4. 産業デザインの開発促進及び振興に必要な制度の樹立及び整備に関する事項
- 6. 地域の産業デザインの開発促進及び振興に関する事項

第11条に第7項を次のように新設する。

⑦振興院ではない者は韓国デザイン振興院又はこれと類似の名称の使用を禁じる。 第21条を次のように新設する。

第21条(罰金)①第11条第7項を違反して韓国デザイン振興院又はこれと類似の名称を使用した者に対しては100万ウォン以下の罰金を科す。

②第1項に基づく罰金は大統領令で定める規定に基づき産業通商資源部長官が賦課・徴収する。

附 則

この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

1-4 【公布】中小企業技術保護支援に関する法律の一部改正案(法律第 19993 号)

電子官報 (2024.1.9.)

国会で議決された中小企業技術の保護支援に関する法律の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024年1月9日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼中小ベンチャー企業部長官 オ・ヨンジュ

法律第 19993 号

中小企業技術の保護支援に関する法律の一部改正法律

中小企業技術の保護支援に関する法律の一部を次のように改正する。 第8条の5を次のように新設する。

第8条の5 (事件記録の送付等) 裁判所は第8条の2に基づく調査を実施した中小企業技術の 侵害事件と関連して「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第11条に基づき損 害賠償請求の訴が提起された場合、中小ベンチャー企業部長官に対し次の各号に基づ く当該の事件記録の送付を求めることができる。

- 1. 事件関係者、参考人又は鑑定人に対する陳述書
- 2. 当事者が提出したか、現場調査の過程で当事者から確保した記録の全体の目録
- 3. その他当該の事件に関わる調査記録

附 則

第1条(施行日)この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条(事件記録の送付に関する適用例)第8条の5の改正規定はこの法律の施行当時、 裁判所に係属中の事件に対しても適用する。

改正理由及び主要内容

中小企業の技術侵害事件と関連して「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に 基づき損害賠償請求の訴が提起された場合、裁判所が中小ベンチャー企業部長官に当該 の事件記録の送付を求めることができるようにする。

<法制処提供>

関係機関の動き

2-1 第59回発明の日を控えて「発明有功者褒賞」、「今年の発明王」の候補者の公 募開始

韓国特許庁 (2024.1.2.)

韓国の経済成長を率いる発明者の労をねぎらう

韓国特許庁は「第59回発明の日(2024年5月19日)」を控えて1月2日火曜日から「発

明有功者褒賞」を「今年の発明王」の候補者の公募を始めると発表した。

※「発明有功者褒賞」の公募期間:2024年1月2日火曜日~2月2日金曜日 「今年の発明王」の公募期間:2024年1月2日火曜日~2月13日火曜日

発明の日は、朝鮮時代に世界で初めて測雨器(雨量器)が発明された1441年5月19日を記念して1957年に法定記念日に指定され、発明により国家産業の発展に寄与した発明有功者(個人および団体)の労をねぎらい褒賞する日である。

「発明有功者褒賞」の候補対象は、発明家、発明有功者、発明奨励有功者、発明教育有功者、発明奨励有功団体であり、発明の振興や知的財産の創出に寄与した個人や団体であれば応募できる。

特許庁は、各分野の専門家からなる推薦審査委員会と功績審査委員会などによる審査および公開検証を経て褒賞対象者を選び、「第59回発明の日」の記念式にて一等級勲章である金塔産業勲章をはじめ勲・褒章および表彰を授与する。

※「第 59 回発明の日」の記念式:2024 年 5 月開催予定

「今年の発明王」は、新技術の研究開発や技術革新などで国家産業の発展に大きく貢献した発明者に与えられる賞であり、賞金3,000万ウォンと賞牌を授与する。

「今年の発明王」と「発明有功者褒賞」は重複応募・受賞することができ、各政府機関、 広域地方自治団体、研究機関、大学、企業、学会、協会および地域知識財産センターなど の長からの推薦も可能である。

「第 59 回発明の日」を記念して開かれる「発明有功者褒賞」と「今年の発明王」は、韓国発明振興会ウェブサイト(www.kipa.org)にて公募する。詳細は韓国発明振興会(電話番号:02-3459-2794,2845,2792)やウェブサイトで確認できる。

2-2 半導体専門人材39名、特許審査官としてセカンドキャリアを歩む

韓国特許庁 (2024.1.2.)

経験豊富な経歴者を採用…韓国半導体の突出した技術力の確保につなげる

[第一次半導体分野採用で入庁した特許審査官の感想]

► (A審査官、1963年生まれ)韓国の半導体大手で研究職を30年間勤めたあと退職。大 手企業の研究員の経歴を生かして特許審査官としてセカンドキャリアを始めた。特許 は韓国の産業基盤を育成する大事な役割を果たすものであり、これに貢献できる非常 に働きがいのある仕事だと思う。

▶ (B審査官、1977年生まれ)海外企業から当時在籍していた企業の年収4倍を提案されスカウトされた。しかし、海外に韓国の技術を奪われてしまうよりは特許庁の審査官としてセカンドキャリアを歩み出し、民間で身に着けてきた知識や経験を公職で生かしていきたいと思った。

韓国特許庁は1月2日火曜日、「第二次半導体分野の特許審査官の採用」の最終合格者39名を任用した。

今回の採用は、世界で半導体をめぐる技術の覇権争いが激しくなっている中、半導体分野 の優秀な人材の海外転職により韓国のコア技術が流出されることを防ぎ、専門人材の豊富な経験や知識を特許審査業務に活用することで突出した技術力の確保につなげるため の国政課題の一環として行われている。

昨年2月に半導体分野の民間専門家30名を審査官として採用したことに次ぐ2回目の採用である。

当初は、専門任期制公務員※という条件と 2023 年上半期にも採用が行われたため応募率が低いとの懸念もあったが、特許審査官という職務に対する第一次任用者の前向きな評価と、一般職公務員とは異なり定年がなく民間分野での経歴が認められ 5 級の一般職公務員より報酬が高いことから、191 名が応募し約 5 倍の倍率となった。

※専門任期制(ロ級):専門的な知識や技術などが求められる業務を行うために任用する 任期制公務員(5級相当)として、最初1年勤務した後、最大10年まで期限を延長でき る

また、今回の特許審査官の採用は、先端技術保護に対する国の強い意志と退職を迎える民間人材の専門性を再び公職で活用させる新しい試みがうかがえるという点が高く評価され、人事革新処主管の「2023 年度人事革新の優秀事例大会※」で大賞(大統領賞)を受賞(2023年12月13日)した。

※中央部処、市・道教育庁、公共機関など 69 の機関が計 134 件の事例を提出

最終合格者の統計をみると 39 名のうち、最高齢合格者は 59 歳(1964 年生まれ) が 4 名であり、最年少合格者は 38 歳(1985 年生まれ) と平均年齢は 53.6 歳である。

また、半導体分野の平均経歴 26 年 2 か月、修士・博士号取得者の割合 69.2%、現職者の

割合84.6%と、最新技術の動向に詳しい半導体分野の専門人材が多数採用された。

合格者は新規審査官教育(2024年1月2日~2024年1月19日)および新規公務員職務教育(2024年1月22日~2024年1月26日)を受けた後、半導体の設計・工程・素材など技術分野別の部署に配置され特許審査業務を行う。また、審査業務の力量を高めるため先輩審査官からメンタリングを受ける。

特許庁長は「今回の採用により半導体分野で特許審査の迅速化を図り、特許審査官という 公職に対し民間人材が高い関心を持っていることがわかった」とし、「今後も優秀な技術 人材が公職に就く働きがいを感じられる環境を作るために、二次電池などの先端技術分 野での採用をさらに拡大していく」と述べた。

2-3 韓国特許庁、今年上半期に先端技術の優先審査制度の対象を二次電池まで拡大 韓国特許庁(2024.1.3.)

優先審査制度の見直し…先端技術・国家戦略技術の迅速な権利化を図る

韓国特許庁は3日、2024年を迎え、優先審査対象を見直し、一括審査制度の申請対象を 拡大するなど、迅速な審査を提供できる基盤を設けたと発表した。

【先端技術および国家戦略技術は優先審査制度による迅速な権利化を支援】

国の競争力につながる技術に対して優先審査制度による支援が拡大される。2022 年半導体※を皮切りに、昨年はディスプレイ※※、今年上半期には二次電池までを優先審査対象の先端技術に含める。また、国家戦略技術の研究開発課題に関わる特許出願も優先審査の対象に追加※※※される。これにより、先端技術や国家戦略技術分野の企業、研究開発機関などがより簡単に優先審査を申請し、優先審査の決定後 2 か月以内に迅速に審査を受けることができる。

- ※特許庁公告第 2022-257 号、第 2023-263 号
- ※※特許庁公告第 2023-264 号
- ※※※「特許・実用新案の優先審査申請に関する告示」:2024年1月1日施行

グリーン技術に関する出願も従前は国からグリーン技術関連の支援や認定を受けた技術 のみ優先審査の対象となっていたが、要件が緩和されてグリーン技術関連の特許分類を 付与された場合は優先審査を受けることができる。

※「特許・実用新案の優先審査申請に関する告示」:優先審査の対象となるグリーン技術

の特許分類を特許庁ウェブサイトに最初掲載する日から施行

加えて、コア技術の格差の確保に力を入れるため、不要不急な優先審査対象を見直し関連する法令を改正※することによって、専門機関に先行技術調査を依頼した出願などが優先審査の対象から除外される。

※「特許法の施行令」および「実用新案法の施行令」: 2023 年 12 月 19 日公布 (2024 年 1 月 1 日施行)

【規制の特例対象の企業に一括審査サービスを提供】

一括審査の申請対象に規制の猶予申請をした出願が追加※される。一括審査は一つの製品群または同一の事業に関連する複数の出願を希望する時期に合わせて一括に審査する制度であり、新しい事業を計画する規制の特例対象の企業はこの制度を利用して特許・商標などさまざまな知的財産権を希望する時期に迅速に確保することができる。

※「特許・実用新案・商標・意匠の一括審査申請に関する告示」: 2023 年 12 月 29 日施 行

特許庁の特許審査企画局長は「主要国間の技術覇権争いでカギを握るのは迅速な特許権 の確保への支援である」とし、「新年には先端技術、規制の特例技術などを迅速に権利化 できる特許制度が韓国企業の競争力向上に大きく貢献できることを期待する」と述べた。

2-4 韓国特許庁、知財権保護・活用に向けて「2024 知的財産権のわかりやすい利用」 を公表

韓国特許庁(2024.1.4.)

知的財産権の概要、出願から審判までの手続き、手数料の納付などわかりやすく解説

韓国特許庁は1月4日木曜日、特許・商標・意匠など知的財産権の出願から審判まで全て の手続きをわかりやすく解説する「2024 知的財産権のわかりやすい利用」を作成したと 発表した。

今回の案内書には、特許など知的財産権の概要、出願から登録、審判までの手続き、手数料の納付など知的財産権の全般にわたって段階別に必要な申請書類、書き方、注意事項、 手数料の納付方法などの内容が盛り込まれている。

また、商標共存同意性、関連意匠の出願期間の拡大、特許などの手数料の手続きなど新設・

改編された知的財産制度と、特許庁および参加機関が支援する主な施策などについても 説明している。

特許庁の産業財産情報局長は「今回の案内書は、普段難しいと思われる知的財産権について国民誰もが簡単に理解し活用を高めるためにまとめた」とし、「知的財産権に対する国民の認識を高める手引きになってほしい」と述べた。

案内書は特許庁ウェブサイト※から PDF ファイルでダウンロードできる。また、1月8日 月曜日以降から特許庁の顧客支援室(大田市西区所在)およびソウル事務所(ソウル市江 南区所在)、地域別の知識財産センターにて閲覧できる。

※特許庁ウェブサイト>冊子/統計>刊行物>その他刊行物>2024 知的財産権のわかり やすい利用

2-5 韓国特許庁、顧客ニーズに合わせたオンライン営業秘密教育プログラムを運営 韓国特許庁(2024.1.8.)

営業秘密保護に困難を抱えている中小企業を支える

韓国特許庁は1月8日月曜日から企業および大学・公共研究機関の営業秘密保護の力量を強化する趣旨のオンライン営業秘密教育プログラムを実施すると発表した。

韓国企業の技術流出被害が深刻になっている中、営業秘密保護に対する関心が高まっているにもかかわらず、中小企業はコスト負担や最高経営責任者の認識不足などによって 適切な教育を行うことが難しい現状である。

※ここ 5 年間摘発された産業技術流出は 93 件に達し、その被害額推定は約 25 兆ウォン 程度(2023 年、国家情報院)

※※営業秘密保護に関する職務教育が必要だと考える企業は81%であるが、実際実施している企業 (大手企業100%、中堅企業62.5%、中小企業48.8%) は58.7%にとどまる(2022年営業秘密技術保護の実態調査、特許庁)

オンライン営業秘密教育プログラムは誰もが無料で受講できる。韓国知識財産保護院の営業秘密保護センターウェブサイト※で1月8日月曜日からCEO、役職員、一般人の3つのコースに分けて30名ずつ先着順募集し、会員登録後に受講できる。教育は1月8日月曜日から28日日曜日まで行われる。

※営業秘密保護センターウェブサイト (https://www.tradesecret.or.kr) →制度→オンライン教育

今回のオンライン教育プログラムには営業秘密の保護に困難を抱えている中小企業に有効な対応策などを共有できるさまざまなコンテンツが盛り込まれている。

①最高経営責任者、役職員、一般人など受講者のタイプ別のニーズに合わせた営業秘密保護の教育コースを提供する。最高経営責任者コースは社内の営業秘密保護戦略を立てる際に欠かせない内容が含まれている。役職員コースは研究セキュリティや特許、営業秘密の戦略的な活用などより実務の内容に重点が置かれている。一般人コースは認識向上を目的とする営業秘密保護制度および流出による被害事例などの紹介に焦点を当てる。

②営業秘密保護に詳しい弁護士が技術流出をめぐる紛争が起こった際に、営業秘密として保護を受けるために企業が備えておくべき知的財産ルール、人的管理の方策および守秘義務誓約書の徴求など具体的な営業秘密の保護方法などを提案する。

③企業が営業秘密保護を目的に役職員向け教育を実施したことを裁判所などで容易に証明できるよう受講生を対象に終了証を交付する。また、教育修了後、社内の営業秘密管理システムの構築に向けて営業秘密保護の相談事業に参加した場合、ポイントを付与して優先支援を行う。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回のオンライン営業秘密教育プログラムは、受講者のニーズに合わせたさまざまなコンテンツを提供しているため、企業の実務にも大変役立つと思う」とし、「営業秘密保護に困難を抱えている多くの中小企業からの参加を期待する」と述べた。

今回のオンライン教育の詳細は、営業秘密保護センターのウェブサイトまたは電話 (1666-0521) で確認できる。

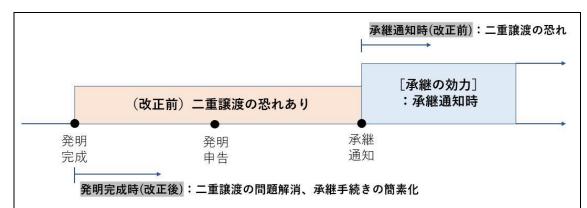
2-6 職務発明制度の改善に向けた「発明振興法」の改正案が国会で成立

韓国特許庁 (2024.1.10.)

職務発明自動承継制度により企業のリスク低下、資料提出命令・守秘保持命令制度により正当に報われる環境を定着

<職務発明制度の見直しについて>

#承継制度の見直し:現行の規定では、承継通知時に企業が権利を承継するため、承継通知の前までは二重譲渡の恐れがあり、企業経営への負担も大きい



#**証拠提出制度の見直し**:職務発明の訴訟において合理的な補償金の算定に必要な証拠資料を確保する必要があるが、相手側(使用者)が営業秘密を理由に証拠資料を提出しないことが多い→職務発明の訴訟においても資料提出命令と守秘保持命令の制度を導入することで営業秘密を証拠資料として提出することが可能になり、合理的な補償額が算定できる。

韓国特許庁は、職務発明の自動承継制度の導入、資料提出命令及び守秘保持命令の導入 (キム・ハンジョン議員の代表発議(2023年5月)、イ・チョルギュ議員の代表発議(2023年9月)) を柱とする発明振興法の改正案が1月9日火曜日に国会の本会議で成立※したと発表した。

※1月中に改正法律案の公布予定→自動承継制度の導入、資料提出命令・守秘保持命令制度の導入は公布後6か月が経過した日から施行

職務発明制度※は、職務上なした発明により大きな成果に貢献した従業者に対し補償を行うことで発明のモチベーションを向上し、使用者は従業員により創出された職務発明を安定的に承継することで技術移転・事業化など企業利益につながる大事な制度である。 ※職務発明は、従業者が職務上なした発明であって、その性質上使用者の業務範囲に属し、従業者の現在又は過去の職務に属する発明のことを指す(発明振興法 § 2)

使用者と従業者の両方が満足できる職務発明制度にしていくため 2021 年から 2023 年まで計 24 回にわたって見直しを重ね、使用者側、従業者側、科学技術界、法曹界などから意見を取りまとめて承継・証拠提出制度の改善など、使用者側と従業者側の両方が抱えている問題を改善できる内容が改正案に盛り込まれた。

①使用者側が抱える問題を解消する目的に職務発明承継制度を見直した。現行法では、全ての職務発明に対し承継通知が必要であるため企業経営の負担が大きく、承継通知前に二重譲渡される恐れがあった。改正案では、職務発明の承継時点を承継通知時から発明完成時に改め、不承継の意志のみ通知するよう承継手続きを簡素化して企業への規制を緩

和した。

②従業者側が抱える問題を解消する目的に証拠提出制度を見直した。現行法では、訴訟の 当事者が求める証拠資料が営業秘密に該当した場合は証拠資料として確保することが難 しくなっていた。改正案では、営業秘密の場合も訴訟の判決に必要だと判断された場合、 証拠資料の提出を裁判所が命ずることができ、当該の証拠資料を訴訟外の目的で活用で きないように制裁する資料提出命令と守秘保持命令の制度を同時に導入した。

③職務発明優秀企業の認定、認定の取消、認定の有効期限の引き上げなどを法律で定めて 認定制度の法的根拠を強化した。

<発明振興法の改正案の主要内容>

現行

①承継通知時の職務発明の権利承継 (発明完成後から承継通知前まで二

重譲渡の恐れあり)

②職務発明の補償金をめぐる訴訟で 証拠資料が**営業秘密に該当する場合、 当該の資料提出を拒否**(資料提出命令 の導入なし)

③認定の有効期限、認定の取消根拠に 関して告示のみ

改善

承継に関する規定を導入することで**発** 明完成時に職務発明の権利承継

職務発明の補償金をめぐる訴訟で資料 提出命令および守秘保持命令の制度を 導入

認定、認定の有効期限、認定の取消根拠 を**法律で定める**

また、職務発明を拡散し正当に報われる環境を整えるために、職務発明についてのガイドラインを今年上半期にまとめる。ガイドラインには、▲職務発明の標準規定、▲使用者ー従業者間の協議・同意の手続き、▲補償の事例などが盛り込まれ、企業や発明者に配布し教育を行う予定である。

特許庁長は「職務発明制度を改善することで優秀な人材や研究者がよりモチベーションを高めて技術開発に取り組み、使用者が職務発明を安定的に承継して企業利益にもつながると思う」とし、「何より使用者と従業者間で合理的に補償する環境が整うことで技術のイノベーションを図ることが期待される」と述べた。

2-7 韓国特許庁、228 億ウォン規模の IP 直接投資ファンドを組成

韓国特許庁(2024.1.15.)

特許権の購入などの手法で直接投資しライセンス収益を生み出す

優れた特許を保有しているが、事業化につなげることが難しいスタートアップ企業が特 許権を活用して投資を受ける時代が到来すると見込まれる。

韓国特許庁は、特許権を購入するなどの手法で知的財産(IP)に直接投資し、これを活用してライセンス契約などによる収益を生み出す「IP 直接投資ファンド」を今年 228 億ウォン規模で組成すると発表した。

韓国国内の IP 直接投資市場は、まだ民間では自発的な投資ファンドが組まれていないのが現状であるため、政府の財源を基にしたファンドが組成されれば、金融界など民間からの投資誘致に著しい効果があると思われる。

今年 IP 直接投資ファンドを新しく組成することで、特許権活用の可能性を高め、コア技術の海外流出の防止や産業財産権の貿易収支の改善にもつながると期待される。

これまで韓国内での IP への投資は、企業の特許技術事業化への資金調達を支援する①「IP 企業投資」が主となっていたが、これからは②「IP 直接投資」へと IP 金融の幅が広がる。

【IP 投資分野】

IP 投資には、①特許の価値評価の結果を基に特許技術事業化を図る企業に資金を投資する「IP 企業投資」の分野と、②「特許権を購入するなどを手法で直接投資を行い、ライセンスによる収益を生み出す「IP 直接投資」の分野がある。

※ファンド組成の規模: (企業投資) 2 兆 4,434 億ウォン (2006 年から) / (直接投資) 1,513 億ウォン (2020 年から)

IP 直接投資では、ファンド運用会社が独自に定めるルールに基づき投資候補の企業を対象に審議を経て投資可能性の有無と投資規模などを決める。IP 直接投資の支援対象は、韓国の産業財産権を活用してライセンス契約などによる収益化を希望するスタートアップ企業など中小・ベンチャー企業である。

民間のさまざまな IP・投資分野の専門家からの意見を踏まえて主要投資対象の要件など を見直し、2~3 月頃には母胎ファンド※(運用会社:韓国ベンチャー投資)を通じて運用会社の選定手続きに入る。

※韓国母胎ファンド:韓国政府が中小・ベンチャー企業の育成を目的に直接企業に投資せず、予めファンドを作っておいて、ベンチャーキャピタルに出資する方法でベンチャー企

業に対し支援を行う方法

特許庁の産業財産政策局長は「IP 直接投資ファンドは、韓国の中小企業・大学・公共研究機関が保有する特許を直接活用することで、韓国のコア技術の海外流出を防ぎ、海外で知財を基に収益化を図ることで産業財産権の貿易収支の改善にもつながる効果が得られると期待する」とし、「インフラへの投資となる『企業投資』と今回組成する『直接投資』の両方を円滑に運営することで、韓国で IP 投資を活性化する環境を早期に定着できるよう引き続き努力していく」と述べた。

2-8 韓国特許庁、国民のアイデアを活用して環境にやさしい製品を生産する中小企業を募集

韓国特許庁(2024.1.15.)

2024年カーボンニュートラル分野におけるアイデアの取引・事業化の支援事業を始める!

韓国特許庁は、未来の気候変動に有効に対応するため、国民から集めたアイデアを活用して環境にやさしい製品を生産する中小企業を支援する「カーボンニュートラル分野におけるアイデアの取引・事業化の支援事業」に参加する企業を募集すると発表した。

今年初めて実施する「カーボンニュートラル分野におけるアイデアの取引・事業化の支援事業」は、特許庁の「アイデア路※」を通じて企業に問われる環境課題に対する国民のアイデアを集め、選ばれたアイデアを基に製品化図るオープンイノベーション事業である。※アイデア路(www.idearo.kr):アイデアの需要者(企業)と供給者(国民)をつなげる特許庁のオンライン取引プラットフォーム

同事業は、①国民が提案した創造的なアイデアを活用して中小企業によるカーボンニュートラル製品の開発を支援する「国民参加の製品革新型」と、②大・中堅企業が抱えているカーボンニュートラルの課題を国民とスタートアップ・中小企業が連携して解決する「民間需要基盤型」に分けられ、詳細は次のとおりである。

①「国民参加の製品革新型」は、中小企業が開発を考えている環境配慮型の製品に関する アイデアを「アイデア路」を通じて発掘・購買し、アイデアを製品化するソリューション、 試作品の製作・検証、知的財産戦略などを支援する事業である。

募集対象はカーボンニュートラル分野に関わる技術を基に問題解決・製品のイノベーシ

ョン化を計画する中小企業であり、参加を希望する企業は 1 月 15 日月曜日から 2 月 15 日木曜日まで「アイデア路」にて申請できる。詳細は特許庁ウェブサイト (www. kipo. go. kr) とアイデア路 (www. idearo. kr) で確認できる。

②「民間需要基盤型」は、大・中小企業がカーボンニュートラル分野の課題を提示すれば、それに合わせてスタートアップ・中小企業が知的財産分野の専門家や一般国民と連携してアイデアや特許技術を活用した解決策を提案し、製品の共同開発や納品までつなげる仕組みである。

今年は、COEX と協力して炭素排出ゼロに関する展示会に向けて環境にやさしい素材を使ったブースや製品開発に参加するスタートアップ・中小企業を募集する。計画に合わせて COEX は、スタートアップ・中小企業が開発した技術と製品を検証できる環境を提供する 予定である。

「民間需要基盤型」事業の詳細については公告を掲載後、1月22日月曜日から「アイデア路(www.idearo.kr)」にて募集を始める。

特許庁の産業財産政策局長は「貿易での脱炭素、低炭素のサプライチェーンなど世界的な課題の対応に迫られている中、中小企業もカーボンニュートラル製品と特許戦略の確保に積極的に備えておく必要がある」と強調し、「国民から集めたアイデアが中小企業の製品イノベーション化の基盤になるよう引き続き支援していく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、「小規模事業者向け IP 力量強化事業」予算を前年比 25%増やし支援を拡大

韓国特許庁(2024.1.2.)

昨年は小規模事業者の商標・意匠・特許、計4,290件の権利化を支援

韓国特許庁は 2023 年に小規模事業者の知的財産の権利化を支援する「小規模事業者向け IP(知的財産)力量強化事業」で高い成果を得たと発表した。2024 年には予算を昨年比 25% 増やして支援をさらに拡大していく。

【2022 年「浦項のどんぶり粥」などの問題が引き金となり支援が始まり…2023 年に計4,290 件の権利化を支援】

特許庁は「浦項のどんぶり粥※」や「春川じゃがいもパン※※」の問題を受けて 2022 年 から小規模事業者が受ける知的財産権の被害を防ぎ、商標・意匠・特許を保護するための 小規模事業者向け IP 力量を強化する事業を進めてきた。

※韓国テレビ局 SBS の「ペクジョンウォンの路地裏食堂」という番組で紹介され注目を集めた人気店「浦項のどんぶり粥」と類似の商標をフランチャイズ企業が先願して商標権をめぐる争いが起こった

※※大手企業が「春川じゃがいもパン」と類似の商品を販売して紛争が起こった

2023年には、①小規模事業者が持つ商標などの出願を支援する「IP 出願支援事業」を通じて3,887件、②伝統市場や路地商圏の特色を反映する「伝統市場の共同商標・意匠開発の支援事業」を通じて22か所の伝統市場の商標・意匠223件、③マーケット・製品・特性を反映した商標や意匠などの融合開発を支援する「IP 創出の総合パッケージ支援事業」を通じて89社を対象に180件、計4,290件の権利化を支援した。

【儀旺トッケビ(鬼)市場:特色のない伝統市場の商標・意匠に個性を与えて好評】

「儀旺(ウィワン)トッケビ市場」の本来の名前は「富谷(プゴク)トッケビ市場」であったが、地元の特色が伝わらない名称(ブランド名)とほかの地域にもあるトッケビ市場(「万物市場」の意味)のトッケビ(「鬼」の意味)のキャラクターを使用して知名度が低かった。そこで「富谷」を地元で知名度が高い街の名前である「儀旺」に変更し、ほかの地域にもあるトッケビ市場と差別化を図るために「ここ、ピッタリ(ヨギ、トゥクタク=『今、すぐ、ここでピッタリの物を全て手に入れることができる市場』という意味)」という名前を加えて「ここ、ピッタリ。儀旺トッケビ市場」というブランドを誕生させた。ロゴのデザインには鬼の角と金棒を連想させるイラストを加え、可愛らしい鬼のキャラクターも開発した。マスコットキャラクターのイラストなどをブリントしたマイバッグ、買い物カート、オンラインショップ用のパッケージなどは地元住民から人気を博して売上高にもつながり、市場の商人から好評を受けた。

【チンミ・ヤンニョムチキン:新しい商標の制作やパッケージデザインの見直しで商標権 紛争を防止】

「チンミ・ヤンニョム(韓国料理の合わせ調味料)チキン」は30年間、ヤンニョムチキンを販売してきたお店で、韓国で有名なグルメ番組の「ペクジョンウォンの3大天王」や「江原道の老舗1号店」などに選ばれましたが、ほかの企業が類似の商標を先願したことで、同店が事業を拡大した際に紛争のリスクがあった。この問題を解消するために、同店の新しい商標である「チャムチンミラク」の制作を支援し、ブランド認知度の向上や商標

権紛争リスクなどの対応策として「チンミ・ヤンニョムチキン」と「チャムチンミラク」 のロゴを並行して印刷したパッケージを作りデザインの修正をサポートした。こうした 支援を基に全国の大型マーケットに商品を納品するなど、新しい商標やデザインを活用 したマーケティングが売上高につながっていくことが期待される。

[2023 年小規模事業者向け IP 力量強化事業の主な成果の事例]



特許庁は今年の予算を前年比 25%増額※して小規模事業者への支援をさらに拡大していく。とりわけ、IP 創出の総合パッケージ支援事業は今年から対象の企業を前年に比べて 2 倍増やして市・道別に 10 社を選定して支援していく。

※2023年3,442百万ウォン→2024年4,292百万ウォン (+850百万ウォン)

特許庁の地域産業財産課長は「知的財産権利化の抜け穴にいる小規模事業者たちがこれまで努力してきた成果を他人の不正な冒認出願によって報われないことが起こらないよう、引き続き小規模事業者の知的財産権利化の支援事業に取り組み、これによって小規模事業者の知財価値や売上高の向上につながる有効な効果が得られるよう積極的に支援していく」と述べた。

3-2 2023 年特許庁による産業財産権の紛争調停件数が 159 件と前年比 2 倍増え

韓国特許庁(2024.1.11.)

個人・中小企業の申請件数が84%…社会的弱者の紛争解決を支える

(スタートアップ A 社:申請人)同じ業界の中堅企業 B 社と意匠権をめぐる紛争に巻き込まれ、代理人の選任費用に莫大なコストがかかるなど負担が大きかった。ところが、産

業財産権紛争調停制度を利用して 4 か月で相手側と合意に至り、その後民事訴訟になった場合にかかる時間や費用が抑えられ、事業に専念することができた。

(中堅企業/大企業 C 社:被申請人)新商品を発売する中で類似する名称の商標権を保有するユーチューバーD 氏と紛争が起きた。ところが、産業財産権紛争調停制度を利用して合意に至り、合理的な費用で商標権を譲渡されたことで、新商品の発売をめぐる紛争のリスクを解消することができた。

韓国特許庁は 11 日、2023 年に特許庁による産業財産権の紛争調停に 159 件が申請※され、紛争調停委員会を設立(1995 年)した以降、過去最多となったと発表した。これは前年に比べて 2 倍以上増えた数値であり、訴訟の代わりに産業財産権紛争調停によって解決する事例が急増していることがわかった。

※産業財産権紛争調停の申請件数: (2022年) 76件→ (2023年) 159件

産業財産権紛争調停制度は、特許・商標・営業秘密など知的財産の紛争を専門家からのサポートを受けて当事者間で対話と合意を導き解決する制度で、迅速かつ経済的に紛争を解決できるメリットがある。とりわけ、産業財産権紛争調停制度を通じて調停が成立したら確定判決と同一の「裁判上の和解」の効力があるため、訴訟の代わりに合意を導くことができる。

【個人・中小企業の申請が 84%…訴訟費用への負担が大きい社会的弱者の利用が多く】

昨年の産業財産権紛争調停制度の活用状況を分析したところ、▲ (活用の主体) 個人・中小企業による申請 (134 件) が 84%と、紛争解決にかかる費用や時間の負担が大きいとされる個人・中小企業による利用が多いことがわかった。

▲ (調停の対象) 小規模事業者が巻き込まれることが多い商標・意匠をめぐる紛争 (111件) が 70%と最も多かったが、特許・営業秘密など技術紛争 (34件) も 21%に達し、さまざまさ知的財産分野で幅広く利用されていることがわかった。

【訴訟に比べ6~8倍迅速な事件処理と調停成立率の高さで好評が続き】

昨年の産業財産権紛争調停制度による事件処理の状況を分析したところ、▲ (期間)事件の受付から処理まで平均 66 日がかかり、訴訟に比べて約 6~8 倍※迅速に事件を処理したことがわかった。

※第一審の平均処理期間:特許 554 日、商標 393 日(2021 年、法院行政処)

▲ (成立率) 両当事者が調停に応じた場合、事件の半数以上 (53%) が成立するなど、効果的に紛争を解決できたことがわかった。知的財産紛争は技術の類似性や権利侵害の有無など判断が難しい紛争であるにもかかわらず、産業財産権紛争調停委員会が高い専門性を生かして一般的な調停制度※に比べて 20%ポイント以上高い調停の成立率となった。※民事調停の成立率: 30.7% (2022 年、司法年鑑)

特許庁の産業財産保護協力局長は「多くの企業が産業財産権紛争調停制度を利用して迅速に紛争を解決して本業に専念できたことにやりがいを感じる」とし、「今後も特許庁はより多くの企業が訴訟の代わりに調停制度で紛争を解決できるよう、紛争調停制度と特許庁の行政調査・捜査機能を連携する「ワンストップ紛争解決システム」の構築、調停成立率の向上に向けた常任紛争調停委員の構成などさまざまな角度で取り組んでいく」と述べた。

特許・商標・意匠・実用新案権および営業秘密の侵害や不正競争行為により困難を抱えている企業・個人は、韓国知識財産保護院の産業財産権紛争調停委員会の事務局ウェブサイト (www. koipa. re. kr/adr) から申請書をダウンロードできる。申請書の書き方についての質問は事務局(電話番号 1670-9779)で受け付けている。

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 半導体・二次電池などの特許が増え 2023 年の産業財産権の出願件数が前年比増加

韓国特許庁(2024.1.10.)

2023年の特許出願件数は24.3万件と過去最多

韓国特許庁は9日、2023年特許など産業財産権※の出願に関する統計を分析したところ、 産業財産権の出願件数が計 55.7 万件に達し、2022 年に比べ増加傾向に転じたと発表した。

※産業財産権:特許権、実用新案権、商標権および意匠権

権利別にみると、特許は前年比 2.4%増え 24.3万件、商標は前年比 1.5%減って 25.5万件、

意匠は前年比 2.3%減って 5.5 万件が出願された。

特許出願件数の増加を受けて全体の産業財産権の出願件数は 2022 年に比べて小幅増加 (▲0.03) ※※した。

※※産業財産権の出願件数: (2022年) 55.6万件(▼6.1) → (2023年) 55.7万件(▲ 0.03)

【半導体・二次電池など先端・コア産業の分野を中心に 2023 年の特許出願 2.4%増加】

韓国国内の 2023 年特許出願は、世界的なインフレーションによる金利高の中でも前年比 2.4%増え 24.3 万件と過去最多となった。

類型別の出願人をみると、中小企業(65,380 件、▲3.8)、大企業(48,391 件、▲7.6)、 大学・公共研究機関(31,441 件、▲9.2)の件数が増えた一方、外国人(52,145 件、▼ 3.2)、国内個人(33,522 件、▼4.0)の件数は減った。

技術分野別※でみると、半導体(\blacktriangle 12.3)、二次電池を含む電気機械/エネルギー(\blacktriangle 11.4)、デジタル通信(\blacktriangle 10.3)など、先端・コア産業分野を中心に増え、コロナ禍で浮上した非対面(デジタル化)関連技術の電子商取引(\blacktriangledown 6.0)とオーディオ映像技術(\blacktriangledown 6.6)などの分野の件数は減少した。

※特許出願後から技術分類まで約3か月がかかるため、2023年7-9月期の累計を分析

韓国国内の個人や企業によるコア産業分野での特許出願件数の増加は、激しさを増している世界の技術覇権争いの中で、韓国企業が半導体・二次電子など韓国の将来を担う専担産業分野でのサプライチェーンの強靭化に向け戦略的な IP 経営を行ってきた結果によるものだと思われる。

【商標出願は小幅減少したが個人による出願は 5.0%増加…起業の活性化がみられる】

韓国国内の 2023 年商標出願の件数は前年比 1.5%減って 25.5 万件となり、出願人の類型をみると、国内個人(123,005 件、 \blacktriangle 5.0)の件数は増えた一方、中小企業(77,710 件、 \blacktriangledown 5.0)、外国人(13,873 件、 \blacktriangledown 2.2)、大企業(11,126 件、 \blacktriangledown 12.1)、中堅企業(10,755件、 \blacktriangledown 7.0)の件数は減った。

商品分類別でみると、広告業 (\blacktriangle 4.4)、飲食業 (\blacktriangle 3.6)、コーヒー/パン/お菓子 (\blacktriangle 5.3)などは増加したが、これは小規模事業者や個人が起業する際に商標を出願したためだと

みられる。

【2023 年意匠出願 2.3%減少…中堅企業は 17.2%増加】

韓国国内の 2023 年意匠出願の件数は前年比 2.3%減って 55,335 件となり、出願人の類型をみると、大企業 (3,712 件、 $\blacktriangle 2.1)$ 、中堅企業 (2,726 件、 $\blacktriangle 17.2)$ 、外国人 (5,400 件、 $\blacktriangle 4.4)$ の件数が増えた一方、国内個人 (22,566 件、 $\blacktriangledown 3.3)$ 、中小企業 (19,558 件、 $\blacktriangledown 5.9)$ の件数は減った。

特許庁の産業財産情報局長は「世界的なインフレーションによる金利高の中でも特許を中心に産業財産権の出願件数が増加傾向に転じたことは非常に前向きである」とし、「特許庁は韓国企業による特許出願の迅速な権利化を図るために各企業のニーズに合わせて出願を支援する政策を講じていく」と述べた。

過去のニュースは、https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話: +82-2-3210-0195/FAX: +82-2-739-4658、e-mail: kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム